



みんなに優しいまちをつくるう

県内初の交通バリアフリー基本構想を策定

基本構想策定の趣旨
これまで市が取り組んできたバリアフリーのまちづくりを一層推進するために、交通バリアフリー法の施行を受け、旅客施設を中心とした地区で、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進します。

基本構想策定の体制
策定を進めるために、府内関係課で構成する会議で検討することも、基本構想に対する意見を伺うために、相模原市交通バリアフリー基本構想策定懇話会（構成員：学識経験者、国、県、警察、公共交通事業者、高齢者、身体障害者、公募市民、市）を開催しました。

重点整備地区の選定
市内15の鉄道駅（橋本駅はJR線と京王線を合わせて1駅とし、町田駅を含む）とその周辺の現況調査を行いました。その調査結果を評価、検討して優先的にバリアフリー化を進めるべき地区として「相模大野駅とその周辺の地区」を重点整備地区としました。

バリアの現況
基本構想を検討するためには、ワークショップを開催し、参加者全員（約80人）でまちあるき点検を行いました。点検の結果、相模大野駅、駅前広場、周辺道路などに、駐輪や商品、看板のみで見えにくい・案内表示など情報提供が不足している・視覚障害者誘導用ブロックの色が歩道の色と同系色で見えにくい・歩行空間を狭めている

を設置しました。また、重点整備地区的詳細な問題・課題を抽出するため、高齢者、身体障害者、地元住民などが参加したワークショップを開催しました。

区域・経路
相模大野駅を中心とした徒歩圏内、駅に隣接した区域、高齢者や身体障害者などが利用すると考えられる施設、その施設と駅を結ぶ経路などを。バリアフリー化する経路は、最初に交通バリアフリー法に基づく特定経路を設定、次に特定経路を補完し歩行空間ネットワークの形成を図る経路を市独自に準特定経路として設定しました（図参照）。

交通バリアフリー法とは
平成12年11月15日に施行され、高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用する際の利便性や安全性を向上させることを目的としています。

バリアフリー化の目標

交通バリアフリー法では、公共交通機関等のバリアフリー化の目標を次のとおり定めています。
平成22年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、身体障害者用トイレの設置等のバリアフリー化を実施する。また、鉄軌道車両の約90%をバリアフリー化された車両に、乗合バス車両を原則として10~15年で全て低床化された車両に代替（うちノンステップバス約20%~25%）する



バリアフリー化のため
に、ワークショップを開催し、参加者全員（約80人）でまちあるき点検を行いました。点検の結果、相模大野駅、駅前広場、周辺道路などに、駐輪や商品、看板のみで見えにくい・案内表示など情報提供が不足している・視覚障害者誘導用ブロックの色が歩道の色と同系色で見えにくい・歩行空間を狭めている

ソフト面の取り組み
以上のようないド面の整備だけでなく、ソフト面の施策にも取り組んでいきます。具体的には、バリアマップの作成や、市民への啓発活動として歩道上に不適切な駐輪・駐車を行わない、高齢者・身体障害者等への手助けをするなど、バリアフリー化に対する市民の理解を深め広報・啓発活動などを行っています。

お問い合わせは、都市交

○公共交通特定事業（抜粋）
・車いす対応自動券売機
・1台以上の設置
・バス総合案内システムの改良等

○道路特定事業（道路管理
者）
・道路の段差の解消
・歩道の段差の解消
・誘導案内施設の整備
・改修等

○公共交通特定事業（公安委員会）
・ペデストリアンデッキへのエレベーターの設置（コ

リドー街方面）及び設置の

検討（バス乗り場）

・歩道の拡幅等

○交通安全特定事業（公安委員会）
・音響式信号機等の設置
・違法駐車の取締り強化等

9
・8249)へ。

通計画課（☎ 042-76

76